

伊豆の国市建設工事最低制限価格制度実施要綱

制定	平成27年4月1日訓令第7号
改正	平成31年4月11日訓令第5号
改正	令和元年9月24日訓令第2号
改正	令和2年3月11日訓令第1号
改正	令和3年1月4日訓令第1号
改正	令和4年3月2日訓令第2号
改正	令和7年3月24日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負契約を締結するための競争入札において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10第2項(政令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格を設けて行う入札は、伊豆の国市建設工事低入札価格調査制度実施要綱(平成27年伊豆の国市訓令第8号)の適用を受けるものを除いた建設工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、設計価格の算出に当たり特殊性が著しく顕著であつて、市長が特に必要と認めた場合においては、最低制限価格を設けないことができるものとする。

(最低制限価格)

第3条 最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となつた次の各号の計算式により算出した額(その額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。以下「最低制限比較価格」という。)に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、次の各号の計算式により算出した額が設計価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じて得た額(その額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、設計価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては設計価格に10分の7.5を乗じて得た額

(その額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(1) 建設工事(解体工事を除く。)

直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68

(2) 設備系工事(機器費の割合が高い工事を除く。)

(直接工事費+機器費+(工事製作原価-間接労務費-工事管理費))×0.97+

(共通仮設費+間接労務費+設計技術費)×0.9+(現場管理費+工事管理費+

機器間接費(技術者間接費及び機器管理費)+据付間接費)×0.9+一般管理費

×0.68

(3) 建築一式工事(解体工事を除く。)

(直接工事費×0.8)×0.97+共通仮設費×0.9+(現場管理費+直接工事費×0.2)

×0.9+一般管理費×0.68

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

(入札参加者への周知)

第4条 本制度の円滑な運用を図るため、対象工事の入札公告又は入札通知書には、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 最低制限価格が設定されていること。

(2) 入札価格(消費税額及び地方消費税額を含まない金額とする。)が最低制限価格に満たない価格をもって入札した者は、再度の入札に参加できないものとする。

(落札者の決定)

第5条 入札の結果、最低制限価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合には、市長は、当該最低制限価格に満たない価格をもって入札した者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(不調時の措置)

第6条 入札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいないときは、再入札の手続きを行うものとする。この場合、原則として、先の入札に参加した者を当該再入札に参加させることはできないものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成27年4月1日訓令第7号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月11日訓令第6号)

この訓令は、平成31年5月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月24日訓令第2号)

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月11日訓令第1号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月4日訓令第1号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月2日訓令第2号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月24日訓令第1号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。